

○鳥羽志勢広域連合長期継続契約に関する条例

〔平成19年3月5日〕
〔条例第1号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定める。

（長期継続契約の種類）

第2条 長期継続契約を締結することができる契約の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 施設の維持管理に関する契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

（長期継続契約の期間）

第3条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5年以内とする。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。